

令和 8 年 3 月 1 8 日

令和 8 年千葉市教育委員会会議第 3 回定例会

[参考資料]

議案第 1 2 号関係	1
議案第 1 3 号関係	3
議案第 1 4 号関係	9
議案第 1 5 号関係	1 1
議案第 1 6 号関係	1 3
議案第 1 7 号関係	1 5
議案第 1 8 号関係	1 7
議案第 1 9 号関係	1 9
議案第 2 0 号関係	2 1
議案第 2 2 号関係	2 3

千葉市教育委員会

主な改定内容

いじめ重大事態の調査に関するガイドラインの改訂ポイント	市の基本方針等の改定ポイント
①重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載	<ul style="list-style-type: none"> ●人権尊重や未然防止の取組を教育活動の年間計画に位置付けるよう明記。【6ページ】 ●学校及び学校設置者がしておくいじめ重大事態に対する平時からの備えを追記。【15・16ページ】
②学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記。	<ul style="list-style-type: none"> ●警察との連携について、令和5年2月に文部科学省より通知された「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」の内容を追記。【14ページ】
③児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について追記	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒や保護者からの申立て時点において、学校が事実等を確認できていなかった場合の対応について追記。【15ページ】
④第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示	<ul style="list-style-type: none"> ●第三者が調査をすることが検討される重大事態の具体例について追記。【16ページ】 ●第三者及び専門家と言える者の例示について追記。【17ページ】
⑤児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明	<ul style="list-style-type: none"> ●重大事態調査の目的、調査前の対象児童生徒・保護者や関係児童生徒・保護者への説明について新たに項目を追加。【17・18ページ】
⑥重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化（標準的な調査項目や報告書の記載内容の例示、調査に当たっての留意事項を記載）	<ul style="list-style-type: none"> ●調査にあたっての留意事項において、特に聴き取りに関しては、これまでの市の基本方針にも記載していたため、新たに追記等はしていない。 ●いじめの重大事態を調査する学校に適宜学校設置者として助言・指導をしていく。

※表中のページは、「千葉県いじめ防止基本方針」のページを示す。

第2期千葉市放課後子どもプランの中間見直しについて

生涯学習部 生涯学習振興課

1 趣旨

千葉市放課後子どもプラン（第2期）（以下「現プラン」）において、計画期間（令和5年度～令和9年度）の中間年である令和7年度に、必要に応じ見直しを行うとされていることから、各事業の進捗状況及び評価等を踏まえ、現プランの見直しと今後の方向性を検討した。

2 各事業の進捗状況及び評価

アフタースクール（AS）**（1）導入計画**

〔アフタースクール設置校数〕

	R5	R6	R7	R8	R9
計画	34校	44校	54校	64校	74校
実績	34校	44校	54校	—	—

○令和7年4月時点において、計画どおり54校まで導入済み。

○令和9年度以降の導入予定校においては、現状では、計画どおりの導入が見込まれる。

今後、児童数が上振れする可能性がある学校もあることから、児童数の推移等を注視しながら、必要に応じて導入順序の見直しも検討し、計画を進める必要がある。

（2）育成支援及び施設運営に係る質の確保・充実**ア 運営状況の把握及び指導・助言**

○全受託事業者に対し、毎年度運営に関する自己評価を実施。

○定期的なモニタリング調査を実施。

○必要に応じて、課題のある施設に対し、適宜現地確認を行うなど、適切な指導を実施。

イ 障害のある児童や特に配慮を必要とする児童への対応

○医療的ケア児の受け入れ 対応ケース（喀痰吸引）1名（令和6年度～）

○特別支援教育に関する専門的知見を有する「訪問相談員」による巡回訪問

ウ 長期休業期間中の昼食提供

○すべてのアフタースクールで、保護者が希望する場合は長期休業期間中に昼食を提供できる体制を整備。

○弁当作りの負担が軽減し、助かるといった声がある一方で、子ども向けのメニューの導入等の要望がある。

エ 性暴力防止に向けた対応

○児童に対する性暴力を防ぐため、アフタースクールの支援員等に向けた「行動指針」を策定し、受託事業者へ周知するとともに、各施設の職員に対して性暴力を含む不祥事防止のチェックシートの実施を求めた。

○性暴力の防止及び抑止を図るため、全てのアフタースクール・子どもルームに死角と

なる場所に「人感センサーライト」等を設置。

- 令和6年6月26日に公布された「こども性暴力防止法」への対応について、今後、令和8年12月の施行に向けて、対応を検討する必要がある。

(3) 体験プログラムについて

ア 実施状況

- 年間を通じて週2回程度の頻度で体験プログラムを提供。
- 地域人材等が参画したプログラムを月2回以上実施。

イ プログラムの提供に係る体制の強化

- 令和5年4月以降、体験プログラムの企画・実施や地域人材の発掘・活用に関する業務等を担当する「地域連携担当職員」の配置を義務付け、令和7年度に全校に配置済み。

(4) 継続プログラムについて

ア 実施状況

- 年間を通じて週1~2回程度の頻度で、継続プログラムを提供。

イ 利用者からの評価

- 令和6年度利用者アンケートでは、満足している旨の回答を71.5%の利用者の方からいただいております、概ね良好な評価となっている。
- 一方で、参加率が低くなっており、アンケートにおいては、継続プログラムを利用しない理由として、「子どもが参加したがるらない」との回答が多くなっている。児童から聴取した意見を基にした魅力あるプログラムを企画するなど、プログラムの利用の増加に向けた取組みを実施するよう、引き続き受託事業者に働きかけを行っていく必要がある。

放課後子ども教室

(1) 体験・活動の機会の確保及び内容の充実

- 放課後子ども教室については、実行委員会を主体として、地域人材の参画を得ながら、児童に様々な体験・活動の機会を提供。
- コロナ禍に比べ実施日数は回復しつつあるものの、実行委員会の負担が大きく、全市的にみると、引き続き担い手不足の顕在化が課題となっている。

(2) 総合コーディネーターによる活動支援【活動支援事業】

- 放課後子ども教室の活動の活性化や実行委員会の負担軽減等を目的として、総合コーディネーターによる実行委員会への活動支援を実施。

【支援校数】

	R5	R6	R7	R8	R9
計画	18校	19校	20校	22校	24校
実績	18校	19校	20校	—	—

- 総合コーディネーターによる活動支援事業が一定の成果を上げ、支援対象校の実施日数は平均月1回程度の体験・活動の機会を提供することができた。
- 月1回の活動提供に至らない学校もあり、そのような活動の頻度が少ない学校については、より注力的な支援などの対応を検討する必要がある。

(3) アフタースクールの導入が当面困難な学校における体験・活動の機会の確保

〔民間委託事業〕

- 放課後子ども教室の運営を民間事業者に委託するモデル事業を試行（令和5・6年度）。
- モデル事業により、継続プログラムについては、場所の確保や採算面から、持続的な運営は困難と判断。
- 令和7年度からは委託内容を体験プログラムのみとし、3校で本格実施。
- 学校によっては、実行委員の意欲があり、活動を活発に行っている実行委員会もあることから、地域の意向や実情を勘案したうえで、導入時期を検討する必要がある。

子どもルーム

(1) 受入枠の拡充

積極的な受入枠の拡充の結果、令和6年度、令和7年度と2年連続で子どもルームの待機児童を解消することができた。

ア 施設整備

- 引き続き、需要の高い地域に的を絞った施設整備を実施し、受入れ枠を拡充する。

〔公設民営ルームの施設整備〕

		R5	R6	R7	R8	R9
計画	新規整備	0か所	0か所	2か所	1か所	0か所
	教室改修	2か所	2か所	2か所	1か所	3か所
実績	新規整備	0か所	0か所	0か所	—	—
	教室改修	7か所	15か所	7か所	—	—

イ 夏季休業中の待機児童への対応

- 令和4年度から、待機児童の発生が見込まれた学校において、令和7年度からは、すべての子どもルーム設置校において、夏季休業期間に限定した利用区分（サマールーム）を設定し受け入れを行った。

〔夏季休業中限定受入枠の設定〕

	R5	R6	R7	R8	R9
計画	5校	7校	9校	全てのルーム設置校でサマールームを設定	
実績	5校	7校	52校 (全ての子どもルーム設置校)	—	—

(2) 育成支援及び施設運営に係る質の確保・充実

従来の計画を着実に実施しつつ、新たに以下の取り組みを実施・拡充。

ア 運営状況の把握及び指導・助言

- 令和6年度に新たに民設の子どもルームを対象とした指導監査に係る要綱を定め、令和7年度からは、公設の子どもルームについても、同要綱を踏まえた実地調査等

を行っている。

イ 障害のある児童への対応

※再掲 **アフタースクール** (2) イ)

ウ 長期休業期間中の昼食提供

※再掲 **アフタースクール** (2) ウ)

エ 性暴力防止に向けた対応

※再掲 **アフタースクール** (2) エ)

その他のこどもの居場所

(子ども交流館、どこでもこどもカフェ、プレーパーク、公民館、図書館、生涯学習センター)

○遊び場の提供、市民ボランティアの育成、各種講座の実施、施設におけるスペースの開放など、それぞれの事業の中で放課後のこどもの居場所を提供。

3. 現プランの今後の方向性

(1) アフタースクール・子どもルーム

- アフタースクールは、今後も計画どおり順調に導入を進められる見込みであることから、現段階においては計画の見直しは行わないこととする。
- ただし、今後、児童数の推移の状況により、計画どおりの導入が困難となる学校が生じた場合には、導入年度を先送りするなど、必要に応じて、導入順序の見直しを行う。
- 今後、上記のとおり導入年度の先送りが考えられることに加え、新規導入校が早期に安定的運営に移行できるよう、きめ細かな指導・助言等を行う必要があることから、現状の年10校ずつの拡充を引き続き進める。
- 子どもルームは、アフタースクールを導入するまでの間、引き続き、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童に安全・安心な居場所を提供し、健全育成を図る役割を適切に果たすとともに、利用を必要とする全ての児童が利用できるよう受入枠を確保する。

【共通事項】

- 施設の質的向上に向けて、モニタリング調査の実施回数増加、より効果的で実行性のある実地指導等の検討のほか、長期休業期間中の昼食提供における子ども用メニューの導入などの対応を図る。

(2) 放課後子ども教室

- 放課後子ども教室の民間委託については、対象校の実行委員会における活動状況など各校の実情に合わせ、令和8年度以降の委託校を定め、進めることとする。

(3) その他のこどもの居場所

- 各施策とも支障なく実施されており、多様なこどもの居場所づくりが順調に進められていることから、引き続き各施策を推進し、居場所としての機能を果たしていく。

こうした状況を踏まえ、各放課後施策は、概ね順調に推進することができており、アフタースクール導入計画などの変更は行わず、これまでの進捗状況や新たに生じた課題を踏まえ、引き続き放課後施策を推進することとする。

別紙

アフタースクール導入計画

- 令和 14 年度までの間にアフタースクールを導入することが可能と見込まれる 98 校（現に導入済の学校を含む）の導入計画、下表のとおりです。
- 令和 5 年度以降は年 10 校ずつ拡充し、令和 12 年度までに導入を完了することを想定しています。
- 将来的な児童数の減少により学校敷地内で必要なスペースを確保することができることとなった時点で導入可能となる学校もあるため、令和 11 年度は 9 校、令和 12 年度は 5 校への導入を見込んでいます。
- 令和 10 年度以降の計画については、第 3 期プラン策定（令和 9 年度）の時点において、最新の推計児童数等を再確認し、必要な範囲で見直しを行います。

導入年度	校名
平成 29 年度（1 校）	稲浜小学校
令和元年度（5 校）	生浜小学校・土気小学校・千草台東小学校・若松台小学校・西小中台小学校
令和 2 年度（6 校）	都賀小学校・更科小学校（更科公民館）・川戸小学校・さつきが丘東小学校・さつきが丘西小学校・高洲第四小学校
令和 3 年度（6 校）	大宮小学校・あやめ台小学校・真砂第五小学校・朝日ヶ丘小学校・千城台わかば小学校・千城台みらい小学校
令和 4 年度（6 校）	長作小学校・草野小学校・柏井小学校・生浜東小学校・おゆみ野南小学校・幸町小学校
令和 5 年度（10 校）	大森小学校・坂月小学校・千草台小学校・柏台小学校・千城台東小学校・高浜第一小学校・大木戸小学校・幕張南小学校・高浜海浜小学校・花見川小学校
令和 6 年度（10 校）	若松小学校・横戸小学校・椎名小学校・白井小学校・緑町小学校・生浜西小学校・あすみが丘小学校・瑞穂小学校・高洲小学校・花島小学校
令和 7 年度（10 校）	畑小学校・犢橋小学校・松ヶ丘小学校・仁戸名小学校・大巖寺小学校・みつわ台北小学校・みつわ台南小学校・源小学校・真砂西小学校・大椎小学校
令和 8 年度（10 校）	幕張小学校・誉田小学校・宮野木小学校・幕張西小学校・高洲第三小学校・都賀の台小学校・小谷小学校・有吉小学校・扇田小学校・幕張若葉小学校
令和 9 年度（10 校）	花園小学校・鶴沢小学校・山王小学校・稲毛第二小学校・星久喜小学校・こてはし台小学校・幸町第三小学校・越智小学校・海浜打瀬小学校・美浜打瀬小学校

令和 10 年度 (10 校)	検見川小学校・園生小学校・稲丘小学校・弥生小学校・轟町小学校・平山小学校・小倉小学校・泉谷小学校・金沢小学校・磯辺小学校
令和 11 年度 (9 校)	寒川小学校・都小学校・宮崎小学校・幕張東小学校・桜木小学校・北貝塚小学校・作新小学校・打瀬小学校・真砂東小学校
令和 12 年度 (5 校)	小中台小学校・小中台南小学校・誉田東小学校・磯辺第三小学校・土気南小学校

※更科小学校は、更科公民館にて事業を実施しています。

※千城小学校は児童数が極めて少ないため、当面の間、アフタースクールの導入は行わないものと想定し、上記の計画に含めていません。¹

※近隣地域におけるマンション開発による児童数の急増等により、令和 14 年度までの間にアフタースクールを導入することが困難と見込まれる以下の 9 校については、この導入計画に含まれていません。

- ・新宿小学校 ・本町小学校 ・登戸小学校 ・院内小学校 ・蘇我小学校
- ・弁天小学校 ・上の台小学校 ・西の谷小学校 ・稲毛小学校

¹ 千城小学校においては、令和 4 年度より、希望するすべての児童にアフタースクールと同等の期間・時間の居場所を提供する「放課後見守り事業」を実施している。

千葉市教育委員会公印規則の一部改正について

教育総務部総務課

1 改正の趣旨

新設される千葉市立幕張若葉小学校の公印を新調することに伴い、公印の個数が変更となるため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 一般公印

		改正前		改正後	
名称	保管者	個数		個数	
小学校印	小学校長	107個		108個	
小学校長印	小学校長	107個		108個	

(2) 専用公印

			改正前		改正後	
名称	使用範囲	保管者	個数		個数	
小学校印	卒業証書及び表彰状	小学校長	107個		108個	

【参考】公印イメージ

(1) 一般公印

- ・小学校印



(20ミリメートル平方)

- ・小学校長印



(20ミリメートル平方)

(2) 専用公印

- ・小学校印



(30ミリメートル平方)

3 施行期日

令和8年4月1日

千葉市教育委員会組織規則の一部改正について

教育総務部教育職員課

1 改正の趣旨

令和8年4月1日付け組織改正等に伴う所要の改正を行うため、規則の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) 保健体育課に設置している部活動地域移行班について、国による事業名称変更が行われたことに伴い規定を整備する。(第17条関係、別表関係)
- (2) 保健体育課に新設される高校総体班について、事務分掌に加える(第17条関係)

3 施行期日

令和8年4月1日

千葉市立高等学校管理規則の一部改正について

学校教育部教育改革推進課

1 改正の趣旨

中等教育学校への移行に伴い、千葉市立稲毛高等学校の生徒定員に係る規定の一部改正を行う。

2 改正の概要

令和8年4月1日以降の千葉市立稲毛高等学校第2学年の生徒定員を削除し、生徒定員合計を普通科200名及び国際教養科40名に改正する。

学級数の推移（「千葉市立稲毛国際中等教育学校移行基本計画」をもとに作成）

年度		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9以降	中等教育学校	
		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027以降		
高等学校	3年	8(7)	8(7)	8(7)	6(5)	6(5)	6(5)	4(4)	6年	後期課程
	2年	8(7)	8(7)	6(5)	6(5)	6(5)	4(4)	4(4)	5年	
	1年	8(7)	6(5)	6(5)	6(5)	4(4)	4(4)	4(4)	4年	
高校規模		24(21)	22(19)	20(17)	18(15)	16(14)	14(13)	12(12)		
附属中学校	3年	2	2	2	4	4	4	4	3年	前期課程
	2年	2	2	4	4	4	4	4	2年	
	1年	2	4	4	4	4	4	4	1年	
中等・中学規模		6	8	10	12	12	12	12		

※（ ）内は普通科の学級数。（40人／1クラス）

3 施行期日

令和8年4月1日

千葉市立特別支援学校管理規則の一部改正について

学校教育部教育支援課

1 改正の趣旨

令和7年千葉市議会第4回定例会において千葉市立特別支援学校設置条例の一部を改正する議案が可決され、「養護学校」の名称を使用している2校の校名を令和8年4月1日から「特別支援学校」に変更することとなった。

そのため、具体的な管理運営を規定している千葉市立特別支援学校管理規則についても、校名変更に伴う所用の改正を行う。

2 改正の概要

改正前	改正後
千葉市立養護学校	千葉市立特別支援学校
千葉市立第二養護学校	千葉市立第二特別支援学校

3 施行期日

令和8年4月1日

千葉市教育委員会決裁規程の一部改正について

教育総務部教育給与課

1 改正の趣旨

旅費制度の改正に伴い、決裁規程の専決事項及び専決者について、所要の改正を行う。

2 改正内容

旅費制度の改正に伴い、在勤地内旅行及び在勤地外旅行の区分がなくなったことによる規定の整備を行う。

3 施行期日

令和8年4月1日

千葉市立学校職員服務規程の一部改正について

教育総務部教育給与課

1 改正の趣旨

旅費制度の改正、並びに特別休暇の取得要件変更に伴い、所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 旅費制度の改正への対応

ア 旅行区分について、在勤地内旅行及び在勤地外旅行がなくなったことによる文言整理等を行う。

イ 復命の期限の起算について、出張後、職員が必ずしも帰校するとは限らないため、実態に合わせて、「帰校した日」から「出張後」に改めるとともに、復命の期限を「5日以内」から「1週間以内」に改める。

(2) 特別休暇願の改正（様式第8号関係）

「職員の結婚（事実婚を含む。）」について、取得要件変更に伴う規定の整備を行う。

3 施行期日

令和8年4月1日

千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について

教育総務部教育給与課

1 改正の趣旨

令和8年4月1日から、公立中学校において1学級あたりの生徒の上限人数が35人に引き下げられることに伴い、一部の市立学校では学級増となることから、職員数を改めて確認したところ、複数の学校で職員数が50人以上となることが判明した。

職員数が50人以上となる市立学校においては、単独で衛生委員会を設置する必要がある。このため、新たに衛生委員会を設置するとともに、規定の整備を行うため、「千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程」の一部改正を行うものである。

2 法的根拠

労働安全衛生法第18条及び同法施行令第9条において、常時50人以上の労働者がいる事業場は、衛生委員会の設置が義務付けられている。

3 改正の概要

職員数が50人以上となる市立学校において、新たに衛生委員会を設置するほか、規定の整備を行う。

(1) 新設の衛生委員会を規定

別表第1～3を改正し、新設の衛生委員会を追加する。なお、これまで個別に規定していた「市立千葉高校」「市立稲毛国際中等教育学校」「市立養護学校」と併せ、「市立学校（職員50人以上）」と規定する。

<参考 令和8年4月1日から衛生委員会を設置する学校>

蘇我中学校、花園中学校、小中台中学校、第二養護学校、誉田東小学校

(2) 名称変更

「市立養護学校」から「市立特別支援学校」への名称変更を反映。

4 施行期日

令和8年4月1日

千葉市指定文化財候補

かそりかいづかしゅつどひん 加曾利貝塚出土品

1 種別

有形文化財（考古資料）

2 員数

149点

3 所有者

千葉市

（千葉市中央区千葉港1番1号）

4 所在地

千葉市若葉区桜木8-33-1

（加曾利貝塚博物館）

千葉市中央区南生実町1210

（千葉市埋蔵文化財調査センター）

5 適用基準

本市の歴史上重要なもの

6 時代

縄文時代

7 説明

昭和48（1973）年の発掘調査において検出された112号住居跡から一括して出土した^{さいしせいぶつ}祭祀遺物であり、特別史跡加曾利貝塚を代表する資料である。全149点の資料の内訳は、^{いけだいつきどき}異形台付土器3点・^{せきぼう}石棒3点・^{といし}砥石5点・^{どぐう}土偶2点・^{ませいせきふ}磨製石斧1点・^{かるいしせいひん}軽石製品3点・^{まるだま}丸玉2点・^{はくへんせつき}剥片石器2点・^{すりいし}磨石類1点・^{いしざら}石皿・^{だいいし}台石2点・^{どきへんすい}土器片錘2点・土器123点となっている。

加曾利貝塚博物館の南東約50mに位置する112号住居跡は、東西約16m×南北約19mに及ぶ大型の遺構で、同遺跡内で確認されている他の竪穴住居跡と比べ、約10倍の大きさを有している。これらの祭祀遺物は床面直上から出土しており、建物の使用終了直後から遺されたものとみられる。一つの時期における祭祀遺物の組み合わせが明らかになった貴重な事例であり、また、縄文時代の大型住居跡が生活の場とは異なる特殊な遺構であることが広く認識される契機となった調査事例の一つでもある。

千葉市を代表する考古学的な調査成果であり、それを遺した縄文時代後期の社会を垣間見ることのできる非常に重要な文化財である。

※祭祀遺物：生活の道具としての実用的な機能がなく、現在でいう「お祭り」や「お祈り」の際に用いたと考えられる考古学の資料を総称して、祭祀遺物と呼んでいる。ここでは、異形台付土器・石棒・土偶などがこれにあたる。



異形台付土器（2点）

